

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目次

規 則

- 規則第5号 宇治市生涯学習センターの使用料に関する規則の一部を改正する規則……………（生涯学習課）…2
- 規則第6号 宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則……………（人事課）…2
- 規則第7号 宇治市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………（人事課）…3
- 規則第8号 宇治市職員の給料月額額の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………（人事課）…3
- 規則第9号 宇治市職員退職手当支給規則の一部を改正する規則……………（人事課）…3
- 規則第10号 宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則……………（人事課）…3
- 規則第11号 宇治市職員旅費条例施行規則……………（人事課）…4
- 規則第12号 宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（人事課）…6
- 規則第13号 宇治市財務規則の一部を改正する規則……………（契約課）…6
- 規則第14号 宇治市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（建築指導課）…7
- 規則第15号 宇治市建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（建築指導課）…7
- 規則第16号 宇治市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則……………（消防総務課）…8
- 規則第17号 宇治市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則……………（交通政策課）…8
- 規則第18号 行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則……………（人事課）…9
- 規則第19号 宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………（人事課）…9
- 規則第20号 宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則……………（人事課）…12
- 規則第21号 宇治市職員の勤務時間及び休日規則等の一部を改正する規則……………（人事課）…13

告 示

- 告示第38号 宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱……………（保育支援課）…13
- 告示第39号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示……………（秘書広報課）…14
- 告示第40号 宇治市職員旅費条例第10条第5項に規定する「職員以外の者に支給する旅費額」を定める規程を廃止する規程……………（人事課）…14
- 告示第41号 宇治市文書区分等に関する要綱の一部を改正する要綱……………（人事課）…14
- 告示第42号 宇治市建築基準法施行細則の規定による確認申請手数料等の額の減免に関する要綱の一部を改正する要綱……………（建築指導課）…15
- 告示第53号 公金事務の委託……………（環境企画課）…15
- 告示第54号 令和7年度国民健康保険料率の決定……………（国民健康保険課）…15
- 告示第55号 議決予算の公表……………（財政課）…15

訓 令 甲

- 訓令甲第1号 宇治市職員旅費取扱規程等を廃止する規程……………（人事課）…28
- 訓令甲第2号 行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令……………（人事課）…29
- 訓令甲第3号 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規程の一部を改正する規程……………（人事課）…31

公 告

- 公告第13号 西宇治中学校施設長寿命化改修工事（その3）に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…31
- 公告第14号 東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その3）建築工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…33
- 公告第15号 大久保旦椋市営住宅受水槽ほか改修工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…36
- 公告第16号 大開小学校体育館空調設置ほか改修工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…38

- 公告第17号 東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その3）電気工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…40

教 育 委 員 会

- 規則第1号 宇治市生涯学習センター規則の一部を改正する規則……………42
- 規則第2号 行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則……………42
- 告示第5号 宇治市立幼稚園就園支援委員会設置要綱の一部を改正する要綱……………43
- 訓令甲第1号 行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程……………43

公 平 委 員 会

- 規則第1号 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………45

公 営 企 業

- 規程第1号 宇治市企業職員給与支給規程の一部を改正する規程……………45
- 規程第2号 技術参事等の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程……………45
- 規程第3号 宇治市企業職員旅費規程の一部を改正する規程…46
- 規程第4号 宇治市低所得者の水道使用料及び公共下水道使用料の減額に関する規程の一部を改正する規程……………46
- 公告第7号 宇治市排水設備指定工事業者の指定の取消し……46

規 則

宇治市生涯学習センターの使用料に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第5号

宇治市生涯学習センターの使用料に関する規則の一部を改正する規則

宇治市生涯学習センターの使用料に関する規則（平成5年宇治市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「使用日」を「第1ホールを使用する場合で、使用日」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) 第1ホール以外の施設を使用する場合で、使用日の3日前までに使用の取消しの許可を受けたとき 5割

(4) 第1ホール及び第1ホール以外の施設を併せて使用する場合で、使用日の15日前までに使用の取消しの許可を受けたとき 5割

第3条第2項中「を市長に提出しなければ」を「により市長に申請しなければ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市生涯学習センターの使用料に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第6号

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則（昭和41年宇治市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「、100分の210」を「、100分の315」に改め、同条第2項第1号中「以外」を「及び特定任期付職員（宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和7年宇治市条例第18号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）以外」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 特定任期付職員

ア 停職の処分を受けた職員 100分の30

イ 減給の処分を受けた職員（アに該当する職員を除く。）

100分の40

ウ 戒告の処分を受けた職員（ア又はイに該当する職員を除く。） 100分の50

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第7号

宇治市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

宇治市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年宇治市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項を次のように改める。

4 次の各号に掲げる場合には、条例第22条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、管理職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

(1) 条例第22条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 条例第22条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市職員の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第8号

宇治市職員の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則

宇治市職員の給料月額調整額に関する規則（平成24年宇治市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「、100分の14」を「、100分の12」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間における改正後の第2条の表の規定の適用については、同表中「100分の12」とあるのは、「100分の13」とする。

（揭示済）

宇治市職員退職手当支給規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第9号

宇治市職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

宇治市職員退職手当支給規則（昭和28年宇治市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第13項中「第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（別記様式第10号）に、同号ロを「第56条の3第1項第1号」に、「別記様式第10号の2」を「別記様式第10号」に、「別記様式第10号の3」を「別記様式第10号の2」に、「別記様式第10号の4」を「別記様式第10号の3」に改める。

第7条の3第2号中「第6条第13項に規定する就業手当又は」

を削る。

別記様式第10号を削り、別記様式第10号の2を別記様式第10号とし、別記様式第10号の3を別記様式第10号の2とし、別記様式第10号の4を別記様式第10号の3とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則を、ここに公布する。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第10号

宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（趣旨）

第1条 この規則は、宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和7年宇治市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（任期を定めた採用の公正の確保）

第2条 任命権者は、条例第2条各項の規定により、職員を選考により任期を定めて職員を採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要なとされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。

（辞令の交付）

第3条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合のうち、辞令の交付によらないことを適当と認める場合は、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

(1) 任期付職員を採用する場合

(2) 任期付職員の任期を更新する場合

(3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職する場合

（特定任期付職員の号給の決定）

第4条 条例第4条第1項に規定する特定任期付職員の同項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次に定めるとおりとする。

(1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給

(2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給

(3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給

(4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給

(5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給

(6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給

(7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに

従事する場合 7号給

（補足）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市職員旅費条例施行規則を、ここに公布する。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第11号

宇治市職員旅費条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、宇治市職員旅費条例（昭和26年宇治市条例第55号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（兼務職員の旅費）

第3条 職員で他の職務を兼ねる者が、その兼ねる職務によって旅行した場合には、当該職務相当の旅費を支給する。

（職員の採用に伴う移転のための赴任に伴う旅費を支給する場合）

第4条 条例第3条第1項に規定する規則で定める場合は、公務の必要により国又は他の公共団体の職員であった者を引き続き職員に採用する場合その他これに準じるものとして市長が認める場合とする。

（退職等に伴う旅費を支給しない場合）

第5条 条例第3条第3項に規定する規則で定める事由は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合
- (2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又は加入した場合
（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費）

第6条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第3条第2項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合
 - (2) 条例第3条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第16条、第18条第1項及び第21条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合
- 2 条例第3条第6項に規定する規則で定めるものは、条例第25条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。
- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）にあつては、条例第9条各号、第10条第1項各号、第11条及び第12条第1項に規定する費用について、これらの規定及び条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当

該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

- (2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）にあつては、これらの種目について条例第13条、第14条及び第16条から第18条まで並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額とを比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

- (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

- (4) 条例第3条第7項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

ア 交通事故その他の条例第3条第7項に規定する者の責めに帰することができない事情

イ 前項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

（旅費額を喪失した場合における旅費）

第7条 条例第3条第7項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定に基づき支給することができる額

- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額を差し引いた額
（旅行命令等）

第8条 旅行命令権者は、条例第4条第1項に規定する旅行命令を発し、又は同条第3項の規定により当該旅行命令の変更をする場合は、職員に出勤表に要件等を記入させなければならない。

2 旅行命令権者は、条例第4条第1項に規定する旅行依頼を発する場合は、旅行依頼書（別記様式第1号）を交付しなければならない。

（旅行命令等の変更の申請）

第9条 旅行者は、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足りる書類を提出しなければならない。

（旅費請求書の様式及び請求手続）

第10条 条例第8条第1項に規定する請求書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 次号に掲げる旅費以外の旅費 別記様式第2号
- (2) 条例第3条第1項に規定する赴任に係る旅費 別記様式第3号

2 職員は、条例第4条第1項に規定する旅行命令を遂行したときは、速やかに前項に規定する請求書を作成し、出勤表に割印の上、当該旅行命令をした者に復命しなければならない。

（請求書の回付及び保管）

第11条 前条第2項の規定により作成した請求書は、会計室に回付し、会計室において保管するものとする。

（証人等の旅費）

第12条 条例第3条第4項の規定により証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行する者に対して支給する旅費は、特別職の出張の例によって計算した旅費とする。

2 条例第3条第5項の規定により市費を支弁して旅行させる者に

対して支給する旅費は、用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等を考慮して、旅行命令権者がその都度相当すると認める職務にある職員の出張の例によって計算した旅費とする。

（鉄道賃に係る鉄道）

第13条 条例第9条に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- (2) 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道に類するもの
- (3) 外国における前2号に掲げるものに相当するもの

（船賃に係る船舶）

第14条 条例第10条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの
- (2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

（航空賃に係る航空機）

第15条 条例第11条に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの
- (2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

（宿泊費基準額等）

第16条 条例第13条に規定する規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第13条に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 会議等の主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

（宿泊手当の定額等）

第17条 条例第15条に規定する規則で定める1夜当たりの定額は、2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、条例及びこの規則の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項に規定する額の3分の2に相当する額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項に規定する額の3分の1に相当する額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、2,400円とする。ただし、条例及びこの規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1に相当する額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は、支給しない。

（転居費の算定方法等）

第18条 条例第16条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（退職者等の旅費の細則）

第19条 条例第21条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務にある職員として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務にある職員として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

（遺族等の旅費の細則）

第20条 条例第22条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同項（同号に係る部分に限る。）の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める旅費

ア 当該職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 当該職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 条例第3条第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

2 遺族が前項第1号及び第2号に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第1項第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（給与の種類）

第21条 条例第8条第4項及び第27条第3項に規定する給与の種類は、宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号）に規定する給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

（通勤手当との調整）

第22条 旅行者が宇治市職員の給与に関する条例第10条に規定

する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は、支給しない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 宇治市職員旅費条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

（宇治市財務規則の一部改正）

3 宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第74条第1項及び第3項中「出張復命書」を「出張復命書兼旅費請求書」に改める。

別表（第17条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）	
	特別職	一般職
東京都、埼玉県、京都府	27,000円	19,000円
福岡県	25,000円	18,000円
千葉県	24,000円	17,000円
神奈川県、新潟県	22,000円	16,000円
香川県	21,000円	15,000円
熊本県	20,000円	14,000円
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	18,000円	13,000円
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	17,000円	12,000円
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	15,000円	11,000円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	14,000円	10,000円
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	13,000円	9,000円
福島県、鳥取県、山口県	11,000円	8,000円

（揭示済）

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第12号

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則（令和2年宇治市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

障害者支援指導員		1級38号給
未来プロジェクト推進専門員		3級54号給
障害者支援指導員		1級38号給
玄関受付案内職員		1級4号給
産業政策推進専門官		3級54号給
玄関受付案内職員		1級4号給
参与		3級54号給
参与		3級50号給
保育士		1級24号給
休日急病診療事務員		1級22号給
保育士		1級24号給
保育所調理員		1級22号給
休日急病診療事務員		1級22号給
時間額	庁舎管理職員（管財）	1級29号給
時間額	庁舎管理職員（管財）	1級29号給
	玄関受付案内職員	1級4号給
保育士		1級24号給
栄養士		1級24号給
保育士		1級24号給
保育所調理員		1級22号給
栄養士		1級24号給

る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市財務規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第13号

宇治市財務規則の一部を改正する規則

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第75条第1項中「附則第7条第1項」を「附則第7条」に改め、同条第2項中「附則第7条第1項」を「附則第7条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該保証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該保証事業会社が定め、支出命令権者が認めた措置を講ずることができる。この場合においては、当該保証書が提出されたものとみなす。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第14号

宇治市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

宇治市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年宇治市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号ア中「第18条第3項」を「第18条第3項若しくは第4項」に改め、同項第2号イ中「第6条第1項又は」を「第6条第1項若しくは」に、「に規定する確認」を「の規定による確認」に、「の写し及び当該申請書の副本に添えられた書類」を「（当該副本に添付された図書及び書類を含む。）の写し若しくは同法第18条第2項若しくは第4項の規定による計画の通知に係る通知書の副本（当該副本に添付された図書及び書類を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第15号

宇治市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

宇治市建築基準法施行細則（平成5年宇治市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、建築主」を「、当該確認済証に係る建築物、建築設備又は工作物の工事完了前に建築主」に、「添えて」を「添えて、」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条第2項中「以下」を「第26条を除き、以下」に、「、建築主」を「、当該指定確認検査機関確認済証に係る建築物、建築設備又は工作物の工事完了前に建築主」に、「添えて」を「添えて、」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改める。

第4条第1項の表以外の部分中「、第85条第3項若しくは第5項から第7項まで」を「、第85条第3項、第6項若しくは第7項」に、「若しくは第5項から第7項までの」を「、第6項若しくは第7項の」に、「市長に提出しなければ」を「、市長に申請しなければ」に改め、同項の表中「、床の高さ」を「、地盤面」に、「天

井」を「床及び天井」に、「、軒の」を「、建築物の各部分の」に、「水平線」を「水平面」に改める。

第25条の見出しを「（手数料の減免）」に改め、同条第1項中「第8条の2第1項において」を「第8条の2の2において読み替えて」に、「第8条の2第6項において」を「第8条の2の6第1項において読み替えて」に、「から第3号まで（第1号の2を除く。）」を「、第3号及び第4号」に、「確認申請手数料又は計画通知手数料」を「手数料（以下「確認申請手数料等」という。）」に改め、同条第2項中「確認申請手数料又は計画通知手数料」を「確認申請手数料等」に、「市長に提出しなければ」を「、市長に申請しなければ」に改め、同条第3項中「第1項に規定する確認申請手数料又は計画通知手数料」を「確認申請手数料等」に、「第8条の2第13項において」を「第8条の2の2において読み替えて」に、「第18条第19項」を「第18条第28項」に、「第8条の2第17項において」を「第8条の2の2において読み替えて」に、「別表第1第4号から第7号」を「別表第1第5号から第8号」に、「完了検査申請手数料若しくは完了検査通知手数料」を「手数料（以下「完了検査申請手数料等」という。）」に、「中間検査申請手数料若しくは中間検査通知手数料」を「手数料（以下「中間検査申請手数料等」という。）」に改め、同条第4項中「完了検査申請手数料若しくは完了検査通知手数料又は中間検査申請手数料若しくは中間検査通知手数料」を「完了検査申請手数料等又は中間検査申請手数料等」に、「を市長に提出しなければ」を「により市長に申請しなければ」に改める。

第26条第2号中「第8条の2第3項において」を「第8条の2の2において読み替えて」に、「の確認済証」を「、省令第8条の2の5第1項において準用する省令第2条第1項若しくは省令第8条の2の6第1項において準用する省令第2条第1項又は省令第3条の4第1項の確認済証」に、「、建築主」を「、当該確認済証に係る建築物、建設設備又は工作物の工事完了前に建築主」に改め、同条第6号を第7号とし、同条第5号中「18条第16項又は第19項」を「第18条第20項又は第28項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「第15条第2項」を「第15条第2項及び第3項」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 確認済証の交付を受けた後、工事監理者又は工事施工者を定めること。 第14条

別記様式第1号の2中

「 ・検査済証 を
・検査済証がない場合は、確認済証又は確認台帳の記載事項証明（建築確認を行つた機関が交付したもの）に加えて、工事の実施を特定できる書類（工事契約書等、登記事項証明書等）
・建築確認台帳が災害等により滅失している場合は、建築確認後の工事の実施を特定できる書類
3 基準時以前の建築基準関係への適合を確かめるための図書等（建築基準法第6条第1項第4号などの小規模建築物の場合は、必要ありません。）
「3 基準時以前の建築基準関係への適合を確かめるための図書等
」

改める。

別記様式第20号中「確認申請手数料 減額 を「
申請書 確
計画通知手数料 免除
減額 に、「確認申請手数料又は計画通
認申請手数料等 申請書
免除 」

知手数料の減額又は免除を」を「確認申請手数料等の減額又は免除を」に改め、同様式の注書第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

別記様式21号中「完了検査申請手数料」を「完了検査通知手数料 減 額 申請書 中間検査申請手数料 免 除 中間検査通知手数料」に、完了検査申請手数料等 減額 に、「完了検査申請手数料 申請書

中間検査申請手数料等 免除」に、若しくは完了検査通知手数料又は中間検査申請手数料若しくは中間検査通知手数料の減額又は免除を」を「完了検査申請手数料等又は中間検査申請手数料等の減額又は免除を」に改め、同様式の注書第1項中「、完了検査申請手数料若しくは完了検査通知手数料又は中間検査申請手数料若しくは中間検査通知手数料」を「、完了検査申請手数料等又は中間検査申請手数料等」に、「、それぞれ該当する」を「、該当する」に改める。

附 則
この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(揭示済)

宇治市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。
令和7年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第16号

宇治市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則
宇治市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年宇治市規則第58号）の一部を次のように改正する。
第1条第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。
附 則
この規則は、令和7年6月1日から施行する。
(揭示済)

宇治市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。
令和7年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第17号

宇治市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則
宇治市自転車等駐車場条例施行規則（昭和58年宇治市規則第4号）の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。
（開場日及び開場時間）
第2条 駐車場の開場日及び開場時間は、別表第1のとおりとする。
。ただし、市長が必要があると認めるときは、開場日及び開場時間を変更することができる。
第3条第1項中「を除く」を「（駐車場の出入口にゲートを設置し、当該ゲートにより自転車等の入出場を管理するものをいう。以下同じ。）を除く」に改め、同条に次の1項を加える。
4 一時利用の駐車料金の額は、別表第1に定める開場時間を1日として計算する。
第3条の2第4項中「、別表」を「、別表第2」に改める。
第4条を削り、第5条を第4条とし、第5条の2を第5条とする。
。

第9条を第10条とし、第8条中「、第5条」を「、第4条」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（期間超過の場合の駐車料金）

第8条 定期利用又は一時利用の有効期間を超えて自転車等を駐車した者は、超過した期間に対する駐車料金として、当該超える日ごとに利用の種別及び利用区分に応じた一時利用に係る駐車料金を納付しなければならない。

別表を別表第2とし、同表の前に次の別表を加える。

別表第1（第2条関係）

名称	開場日	開場時間
京阪三室戸駅前自転車等駐車場	1月4日から12月31日まで	午前6時から午後1時15分まで
近鉄伊勢田駅前自転車等駐車場	1月4日から12月31日まで	午前6時から午後1時15分まで
J R宇治駅南自転車等駐車場（ゲート式駐車場）	通年	午前5時から翌日の午前1時まで
J R木幡駅前自転車等駐車場	1月4日から12月31日まで	午前6時から午後1時15分まで
近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場（ゲート式駐車場）	通年	午前5時から翌日の午前1時まで
近鉄小倉駅西第2自転車等駐車場	1月4日から12月31日まで	午前6時から午後1時15分まで
J R黄檗駅前自転車等駐車場	1月4日から12月31日まで	午前6時から午後1時15分まで
J R六地藏駅前自転車等駐車場	1月4日から12月31日まで	午前6時から午後1時15分まで
J R新田駅前自転車等駐車場	1月4日から12月31日まで	午前6時から午後1時15分まで
J R六地藏駅前第2自転車等駐車場（ゲート式駐車場）	通年	午前5時から翌日の午前1時まで
京阪木幡駅前自転車等駐車場	1月4日から12月31日まで	午前6時から午後1時15分まで
近鉄小倉駅東自転車等駐車場	1月4日から12月31日まで	午前6時から午後1時15分まで
J R黄檗駅前第2自転車等駐車場	1月4日から12月31日まで	午前5時から翌日の午前5時まで
J R宇治駅北自転車等駐車場	1月4日から12月31日まで	午前6時から午後1時15分まで
J R小倉駅北自転車等駐車場	1月4日から12月31日まで	午前6時から午後1時15分まで
J R小倉駅南自転車等駐車場	1月4日から12月31日まで	午前6時から午後1時15分まで

別記様式第1号の（裏）中「午後11時15分までに出場してください」を「出場は、駐車場の開場時間内に行ってください」に、「開設時間」を「有効期間」に改める。

別記様式第1号の2の（裏）中「午後11時15分までに出場してください」を「入出場は、駐車場の開場時間内に行ってください」に改める。

別記様式第1号の3の（裏）中「開設時間」を「開場時間」に改める。

別記様式第2号中「第5条関係」を「第4条関係」に、「第5条第1項」を「第4条第1項」に、「第5条の2各号」を「第5条各

号」に改める。

別記様式第3号中「第5条」を「第4条」に改め、同様式の（裏）中「、午前6時から午後11時15分まで」を「、駐車場の開場時間内」に改める。

別記様式第3号の2中「第5条」を「第4条」に改め、同様式の（裏）中「開設時間」を「開場時間」に改める。

別記様式第4号中「第5条」を「第4条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の宇治市自転車等駐車場条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、使用することができる。

（揭示済）

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則を、ここに公布する。

令和7年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第18号

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則

（宇治市防災規則の一部改正）

第1条 宇治市防災規則（昭和38年宇治市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1総務班の項中「管財課」を「資産活用推進課」に改め、同表産業班の項中「市民協働推進課市民協働係」を「市民協働推進課協働政策係」に改める。

市民協働推進課地域活動支援係

（宇治市財務規則の一部改正）

第2条 宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第174条第2項第3号中「前各号」を「前2号」に、「管財課長」を「資産活用推進課」に改める。

第175条及び第176条第1項各号列記以外の部分中「管財課長」を「資産活用推進課長」に改める。

別表第8中「管財課長」を「資産活用推進課長」に、「乳幼児教育・保育支援センター準備室長」を「乳幼児教育・保育支援センター長」に、「教育支援センター学校教育課長」を「教育総合推進センター学校教育課長」に、「教育支援センター教育支援課長」を「教育総合推進センター教育支援課長」に、「教育支援センター学校改革推進課長」を「教育総合推進センター学校改革推進課長」に、「神明幼稚園長」を「ひがしうじ幼稚園長」に改め、
東宇治幼稚園長
木幡幼稚園長

める。

（宇治市会計管理者の補助組織設置規則の一部改正）

第3条 宇治市会計管理者の補助組織設置規則（昭和51年宇治市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号に次のように加える。

ケ その他会計管理者の権限に属する事務に関すること。

第5条第2号中サをシとし、コの次に次のように加える。

サ その他会計管理者の権限に属する事務に関すること。

（宇治市環境保全連絡調整会議設置規則の一部改正）

第4条 宇治市環境保全連絡調整会議設置規則（昭和57年宇治市規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表中「管財課長」を「資産活用推進課長」に、「教育支援セ

ンター学校教育課長」を「教育総合推進センター学校教育課長」に改める。

（宇治市庁舎管理規則の一部改正）

第5条 宇治市庁舎管理規則（昭和58年宇治市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表中

「

」を「

」に改める

。

（宇治市土地利用対策審議会規則の一部改正）

第6条 宇治市土地利用対策審議会規則（昭和58年宇治市規則第55号）の一部を次のように改正する。

別表中「管財課長」を「資産活用推進課長」に改める。

（宇治市職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第7条 宇治市職員の管理職手当に関する規則（昭和59年宇治市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「、議世事務局長」を削り、同項第2号中「、教育支援センター長」を「、議世事務局長、教育総合推進センター長」に改める。

（宇治市職員服装規則の一部改正）

第8条 宇治市職員服装規則（昭和63年宇治市規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項中「、管財課」を「、資産活用推進課」に改める。

（宇治市電子計算機処理の管理及び運営に関する規則の一部改正）

第9条 宇治市電子計算機処理の管理及び運営に関する規則（平成6年宇治市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表中「

」に改

める。

（宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部改正）

第10条 宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年宇治市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第8条中「、政策企画部政策戦略課」を「、総務・市民協働部資産活用推進課」に改める。

（宇治市保育所条例施行規則の一部改正）

第11条 宇治市保育所条例施行規則（平成27年宇治市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第4条第8項中「主任」を「主任、保育教諭」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第19号

宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成19年宇治市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「、産業戦略参事」を「、産業戦略参事、議会事務局長」に改め、「、監査委員事務局長」を削り、「、教育支援センター長」を「、教育総合推進センター長」に、「、議会事務局長」を「、監査委員事務局長」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第10条関係）

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
1 0	1	1	1	2	1	1	1
1 1	1	1	1	3	1	1	1
1 2	1	1	1	4	1	1	1
1 3	1	1	1	5	1	1	1
1 4	1	1	1	6	2	1	1
1 5	1	1	1	7	3	1	1
1 6	1	1	1	8	4	1	1
1 7	1	1	1	9	5	1	1
1 8	1	1	1	1 0	6	2	1
1 9	1	1	1	1 1	7	3	1
2 0	1	1	1	1 2	8	4	2
2 1	1	1	1	1 3	9	5	2
2 2	1	2	2	1 4	1 0	5	2
2 3	1	3	3	1 5	1 1	6	2
2 4	1	4	4	1 6	1 2	6	2
2 5	1	5	5	1 7	1 3	7	2
2 6	1	6	6	1 8	1 4	7	2
2 7	1	7	7	1 9	1 5	8	3
2 8	1	8	8	2 0	1 6	8	3
2 9	1	9	9	2 1	1 7	9	3
3 0	1	1 0	1 0	2 2	1 8	9	3
3 1	1	1 1	1 1	2 3	1 9	1 0	3
3 2	1	1 2	1 2	2 4	2 0	1 0	3
3 3	1	1 3	1 3	2 5	2 1	1 1	3
3 4	2	1 4	1 4	2 6	2 2	1 1	3
3 5	3	1 5	1 5	2 7	2 3	1 2	3
3 6	4	1 6	1 6	2 8	2 4	1 2	3
3 7	5	1 7	1 7	2 9	2 5	1 3	3
3 8	6	1 8	1 8	3 0	2 6	1 3	3
3 9	7	1 9	1 9	3 1	2 7	1 3	4
4 0	8	2 0	2 0	3 2	2 8	1 4	4
4 1	9	2 1	2 1	3 3	2 9	1 4	4
4 2	1 0	2 2	2 2	3 4	2 9	1 4	4
4 3	1 1	2 3	2 3	3 5	3 0	1 5	4
4 4	1 2	2 4	2 4	3 6	3 0	1 5	4

4 5	1 3	2 5	2 5	3 7	3 1	1 5	4
4 6	1 4	2 6	2 6	3 8	3 1	1 6	
4 7	1 5	2 7	2 7	3 9	3 2	1 6	
4 8	1 6	2 8	2 8	4 0	3 2	1 6	
4 9	1 7	2 9	2 9	4 1	3 3	1 7	
5 0	1 8	3 0	3 0	4 2	3 3	1 7	
5 1	1 9	3 1	3 1	4 3	3 4	1 8	
5 2	2 0	3 2	3 2	4 4	3 4	1 8	
5 3	2 1	3 3	3 3	4 5	3 5	1 9	
5 4	2 2	3 4	3 4	4 6	3 5	1 9	
5 5	2 3	3 5	3 5	4 7	3 6	2 0	
5 6	2 4	3 6	3 6	4 8	3 6	2 0	
5 7	2 5	3 7	3 7	4 9	3 7	2 1	
5 8	2 5	3 7	3 7	5 0	3 7	2 1	
5 9	2 6	3 8	3 7	5 1	3 8	2 2	
6 0	2 6	3 8	3 8	5 2	3 8	2 2	
6 1	2 7	3 9	3 8	5 3	3 9	2 3	
6 2	2 7	3 9	3 8	5 4	3 9	2 3	
6 3	2 8	4 0	3 9	5 5	4 0	2 4	
6 4	2 8	4 0	3 9	5 6	4 0	2 4	
6 5	2 9	4 1	3 9	5 7	4 1	2 5	
6 6	2 9	4 1	4 0	5 8	4 2	2 5	
6 7	3 0	4 2	4 0	5 9	4 3	2 6	
6 8	3 0	4 2	4 0	6 0	4 4	2 6	
6 9	3 1	4 3	4 1	6 1	4 5	2 7	
7 0	3 1	4 3	4 1	6 2	4 6	2 7	
7 1	3 2	4 4	4 1	6 3	4 7	2 8	
7 2	3 2	4 4	4 2	6 4	4 8	2 8	
7 3	3 3	4 5	4 2	6 5	4 9	2 9	
7 4	3 3	4 5	4 2	6 6	5 0		
7 5	3 4	4 5	4 3	6 7	5 1		
7 6	3 4	4 5	4 3	6 8	5 2		
7 7	3 5	4 6	4 3	6 9	5 3		
7 8	3 5	4 6	4 4	7 0	5 4		
7 9	3 6	4 6	4 4	7 1	5 5		
8 0	3 6	4 6	4 4	7 2	5 6		
8 1	3 7	4 7	4 5	7 3	5 7		
8 2	3 7	4 7	4 5	7 4	5 8		
8 3	3 8	4 7	4 5	7 5	5 9		
8 4	3 8	4 7	4 5	7 6	6 0		
8 5	3 9	4 8	4 6	7 7	6 1		
8 6	3 9	4 8	4 6	7 8			
8 7	4 0	4 8	4 6	7 9			
8 8	4 0	4 8	4 6	8 0			
8 9	4 1	4 9	4 7	8 1			
9 0	4 1	4 9	4 7	8 2			
9 1	4 2	4 9	4 7	8 3			
9 2	4 2	4 9	4 7	8 4			
9 3	4 3	4 9	4 8	8 5			
9 4		5 0	4 8				
9 5		5 0	4 8				
9 6		5 0	4 8				
9 7		5 0	4 9				
9 8		5 0	4 9				
9 9		5 1	5 0				
1 0 0		5 1	5 0				

1 0 1		5 1	5 1				
1 0 2		5 1	5 1				
1 0 3		5 1	5 2				
1 0 4		5 2	5 2				
1 0 5		5 2	5 3				
1 0 6		5 2	5 3				
1 0 7		5 2	5 4				
1 0 8		5 2	5 4				
1 0 9		5 3	5 5				
1 1 0		5 3					
1 1 1		5 3					
1 1 2		5 3					
1 1 3		5 4					
1 1 4		5 4					
1 1 5		5 4					
1 1 6		5 4					
1 1 7		5 5					
1 1 8		5 5					
1 1 9		5 5					
1 2 0		5 5					
1 2 1		5 6					
1 2 2		5 6					
1 2 3		5 6					
1 2 4		5 6					
1 2 5		5 7					

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- （切替日における昇格及び降格の特例）
- 2 宇治市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年宇治市条例第3号）附則第4項の規定により令和7年4月1日（以下「切替日」という。）における号給を定められた職員のうち、切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして、第10条又は第11条の規定を適用する。

（揭示済）

宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第20号

宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則

宇治市事務分掌規則（昭和58年宇治市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「課に相当する室」を「課に相当する室及びセンター」に、「課長に相当する室長」を「課長に相当する室長及びセンター長」に改め、同条第2項中「、課に」を「、課に副センター長、」に改める。

第5条第1項中「及び」を「、センター長及び」に改め、同条第3項中「、主幹」を「、副センター長、主幹」に改め、同条第5項中「、担当課長」を「、センター長、副センター長、担当課長」に改める。

別表第1中

「
を「
に

管財課	管財係
-----	-----

資産活用 推進課	資産管理係 庁舎管理係
-------------	----------------

「
を「
に改める。

乳幼児教育・保育支 援センター準備室

乳幼児教育・保育支 援センター

別表第2政策企画部の部政策戦略課未来戦略推進係の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同表総務・市民協働部の部管財課の項を次のように改める。

資産活用推進課	資産管理係	(1) 市有財産（普通財産に限る。）の管理及び処分に關すること。ただし、教育財産は除く。 (2) 財産台帳の記録及び整備に關すること。 (3) 市有土地の境界の確定に關すること。 (4) 市有財産（車両を除く。）に係る保険に關すること。 (5) 他の課の所管に属しない市営造物の設置、管理及び処分に關すること。ただし、教育目的のものを除く。 (6) 市有財産の契約に關すること。 (7) 公共施設等の総合管理に關すること。
	庁舎管理係	(1) 他の課の所管に属しない寄付受納に關すること。 (2) 庁舎の警備に關すること。 (3) 庁舎自衛消防隊に關すること。 (4) 庁舎の管理及び事務室の配置に關するこ

- と。
- (5) 電話交換に関すること。
- (6) 庁内放送に関すること。
- (7) 玄関案内に関すること。
- (8) その他管財事務及び庁舎管理事務に関すること。

別表第2 総務・市民協働部の部市民協働推進課の項を次のように改める。

市民協働推進課	協働政策係	(1) 新たな地域コミュニティ施策の推進に関すること。 (2) 多様なコミュニティの場の創出・促進に関すること。 (3) 市民協働推進拠点の整備に関すること。 (4) 菟道ふれあいセンターに関すること。 (5) 特定非営利活動法人に関すること。 (6) 大学との連携に関すること。 (7) その他市民協働の推進に関すること。 (8) 課の庶務に関すること。
	地域活動支援係	(1) コミュニティセンターに関すること。 (2) 町内会との連絡調整に関すること。 (3) 集会所に関すること。 (4) 市民憲章及び市歌の推進に関すること。 (5) 地縁団体に關すること。 (6) 地域社会貢献者表彰に関すること。
	市民相談係	(1) 市民の意見、陳情、要望等に関すること。 (2) 市民相談に関すること。 (3) 広聴活動の企画並びに資料の収集及び整備に関すること。 (4) 消費者の啓発に関すること。 (5) 消費生活相談に関すること。 (6) 消費者団体に關すること。 (7) その他消費生活に関すること。

別表第2 福祉子ども部の部乳幼児教育・保育支援センター準備室の項を次のように改める。

乳幼児教育・保育支援センター	(1) 乳幼児教育・保育の質の向上及び保育士、教諭等の人材育成に関すること。 (2) 保幼小連携の取組の推進に関すること。 (3) 特別な配慮や支援を要する子どもへの切れ目のない支援に関すること。 (4) その他乳幼児教育・保育推進事業に関すること。
----------------	--

別表第2 福祉子ども部の部保健推進課健康企画係の項第2号中「母子健康手帳」を「親子健康手帳」に改め、同項中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 妊婦歯科健診事業及び妊婦歯科治療助成事業に関すること。
- (7) 妊婦伴走型支援事業（経済的支援）に関すること。

別表第2 福祉子ども部の部保健推進課発達支援係の項に次の1号を加える。

- (4) 乳幼児健康診査（5歳児健診）に関すること。

別表第2 福祉子ども部の部保健推進課親子健康係の項に次の1号を加える。

- (3) 妊婦伴走型支援事業（伴走型支援）に関すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市職員の勤務時間及び休日規則等の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第21号

宇治市職員の勤務時間及び休日規則等の一部を改正する規則（宇治市職員の勤務時間及び休日規則の一部改正）

第1条 宇治市職員の勤務時間及び休日規則（昭和26年宇治市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第9条の5第2項中「、3歳に満たない」を「、小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育」とあり、」を削る。

（宇治市職員休暇規則の一部改正）

第2条 宇治市職員休暇規則（昭和26年宇治市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第20条に次の1号を加える。

- (5) 感染症による学校の休業等に伴う子の世話

（宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第3条 宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年宇治市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「（任期の定めが6月を超える会計年度任用職員、引き続き6月を超え勤務した会計年度任用職員その他任命権者が定める会計年度任用職員に限る。第8号、第9号及び第3項第3号において同じ。）」を削り、同項第9号中「就学前の」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(揭示済)



宇治市告示第38号

宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（宇治市障害児保育事業補助金交付要綱（昭和59年宇治市告示第153号）の一部を次のように改正する。

別表中「115,350円」を「120,000円」に、「134,650円」を「139,790円」に、「56,480円」を「58,760円」に、「65,360円」を「67,870円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の規定は、令和7年度以後の年度分の補助金について適用し、令和6年度分まで

の補助金については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市告示第39号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を、次のとおり定める。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

（宇治市自治功労者表彰規程の一部改正）

第1条 宇治市自治功労者表彰規程（昭和27年宇治市告示第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、第7条中「で、禁錮」を「が拘禁刑」に、「取消す」を「取り消す」に改める。

（宇治市篤志者表彰規程の一部改正）

第2条 宇治市篤志者表彰規程（昭和27年宇治市告示第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中「で禁錮」を「が拘禁刑」に、「取消す」を「取り消す」に改める。

（宇治市介護保険訪問介護利用者負担額減額要綱の一部改正）

第3条 宇治市介護保険訪問介護利用者負担額減額要綱（平成12年宇治市告示第56号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号の（裏）中「懲」を「拘」に改める。

役	禁
	刑

（宇治市社会福祉法人等介護保険利用者負担額減額助成金交付要綱の一部改正）

第4条 宇治市社会福祉法人等介護保険利用者負担額減額助成金交付要綱（平成12年宇治市告示第112号）の一部を次のように改正する。

別記様式第10号及び第11号の（裏）中「懲」を「拘」に改める。

役	禁
	刑

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に第3条の規定による改正前の宇治市介護保険訪問介護利用者負担額減額要綱の規定に基づいて交付されている訪問介護利用者負担額減額認定証は、改正後の告示の相当規定に基づいて交付された訪問介護利用者負担額減額認定証とみなす。

3 この告示の施行の際現に第4条の規定による改正前の宇治市社会福祉法人等介護保険利用者負担額減額助成金交付要綱の規定に基づいて交付されている社会福祉法人等利用者負担額減額適用者確認証は、改正後の告示の相当規定に基づいて交付された社会福祉法人等利用者負担額減額適用者確認証とみなす。

（揭示済）

宇治市告示第40号

宇治市職員旅費条例第10条第5項に規定する「職員以外の者に支給する旅費額」を定める規程を廃止する規程を、次のとおり定める。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市職員旅費条例第10条第5項に規定する「職員以外の者に支給する旅費額」を定める規程を廃止する規程

宇治市職員旅費条例第10条第5項に規定する「職員以外の者に支給する旅費額」を定める規程（昭和49年宇治市告示第99号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市告示第41号

宇治市文書区分等に関する要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市文書区分等に関する要綱の一部を改正する要綱

宇治市文書区分等に関する要綱（平成10年宇治市告示第56号）の一部を次のように改正する。

別表の第4の部第1項第2号ア（エ）中

「	管財課	1500200	総管	を
				」

「

資産活用推進課	1500210	総資
---------	---------	----

に改め、同

号ア（キ）中「

乳幼児教育・保育支援センター準備室	4100030	福乳保
-------------------	---------	-----

」

を「

乳幼児教育・保育支援センター	4100040	福乳セ
----------------	---------	-----

に改め、同

号エ中「

教育部教育支援センター学校教育課	1060110	教支学
教育部教育支援センター教育支援課	1060200	教支支
教育部教育支援センター学校改革推進課	1060300	教支改

」

「

教育部教育総合推進センター学校教育課	1070100	教セ学
教育部教育総合推進センター教	1070200	教セ支

に改め、

育支援課 教育部教育総合 推進センター学 校改革推進課	1 0 7 0 3 0 0	教セ改
--------------------------------------	---------------	-----

」
を

宇治市立神明 幼稚園	7 0 0 0 6 2 0	教神幼
宇治市立東宇 治幼稚園	7 0 0 0 6 3 0	教東幼
宇治市立木幡 幼稚園	7 0 0 0 6 4 0	教木幼

」に改める。

宇治市立ひが しうじ幼稚園	7 0 0 0 6 5 0	教ひ幼
------------------	---------------	-----

」

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(掲示済)

宇治市告示第42号

宇治市建築基準法施行細則の規定による確認申請手数料等の額の減免に関する要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和7年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市建築基準法施行細則の規定による確認申請手数料等の額の減免に関する要綱の一部を改正する要綱

宇治市建築基準法施行細則の規定による確認申請手数料等の額の減免に関する要綱（平成5年宇治市告示第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「確認申請手数料及び計画通知手数料」を「確認申請手数料等」に、「完了検査申請手数料及び完了検査通知手数料の額並びに中間検査申請手数料及び中間検査通知手数料」を「完了検査申請手数料等及び中間検査申請手数料等」に改める。

第2条中「宇治市建築基準法関係事務手数料条例」を「宇治市建築基準法等関係事務手数料条例」に、「別表第1号から第3号まで（第1号の2を除く。）」を「別表第1第1号及び第3号から第9号まで」に、「確認申請手数料若しくは計画通知手数料の額、同表第4号から第7号までに規定する完了検査申請手数料若しくは完了検査通知手数料の額又は同表第9号に規定する中間検査申請手数料若しくは中間検査通知手数料の額（以下「手数料の額」と総称する。）」を「手数料の額」に、「手数料の額の」を「当該手数料の額の」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(掲示済)

宇治市告示第53号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年4月18日

宇治市長 松村 淳子

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

日本管財・五輪グループ

日本管財株式会社

兵庫県西宮市六湛寺町9番16号

株式会社 五輪

富山県富山市奥田新町12番3号

2 委託事務

斎場使用料及び火葬証明手数料の徴収

3 指定日

令和7年4月1日

4 委託日

令和7年4月1日

5 委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

宇治市告示第54号

令和7年度国民健康保険料率の決定について

令和7年度国民健康保険料の保険料率を次のとおり決定したので、宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）第16条第2項（第16条の5の5第2項及び第16条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定により、告示します。

令和7年4月18日

宇治市長 松村 淳子

令和7年度国民健康保険の保険料率

一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率

所得割 100分の10.18

被保険者均等割 37,400円

世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 23,500円

イ 特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。） 11,750円

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。） 17,625円

一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割 100分の3.07

被保険者均等割 11,100円

世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 6,900円

イ 特定世帯 3,450円

ウ 特定継続世帯 5,175円

介護納付金賦課額の保険料率

所得割 100分の2.74

被保険者均等割 11,600円

世帯別平等割 5,700円

宇治市告示第55号

議決予算の公表について

令和7年2月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和7年4月18日

宇治市長 松村 淳子

令和7年度宇治市一般会計予算

令和7年度宇治市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,110,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用